

【代議員会資料】

HP細則の改正について

1 趣旨

試行として制定している現行細則（H28.4.1～）を次の変更要因を踏まえ改正し、令和3年2月17日の理事会で制定したことから、お知らせするもの。

2 現行細則の変更要因

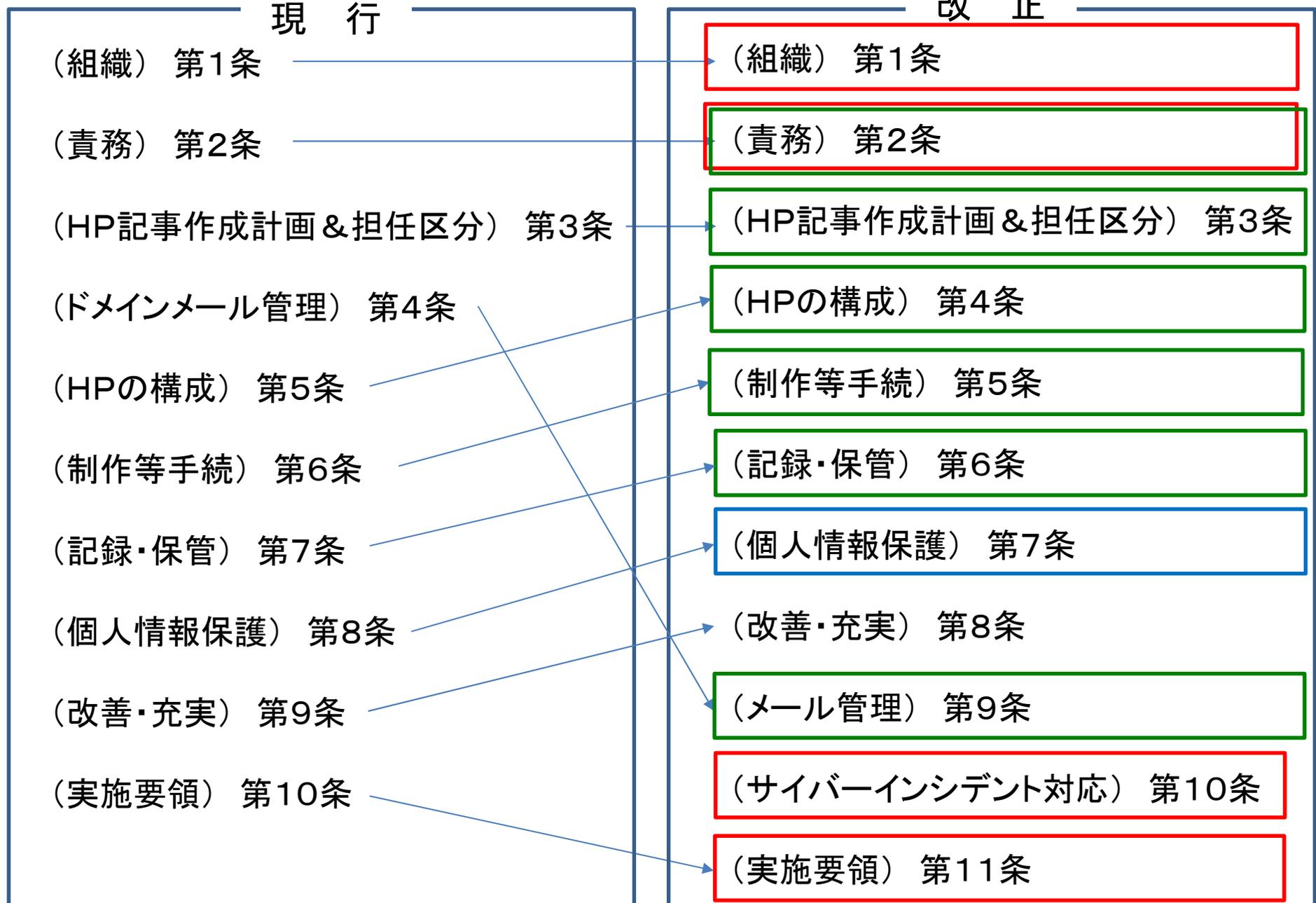
- サイバーインシデント（R2.2 不審メール事案等）対応
- 現状の変化への適合
- 個人情報保護方針（H30.4）の制定

3 新旧対比条項及び変更要因

サイバーインシデント対応

現状の変化への適合

個人情報保護方針の制定



4 変更点

○ 表題の変更

「防衛大学校同窓会ホームページの管理運営及びサイバーインシデント対応に関する細則」に

○ サイバーインシデント（R2.2 不審メール事案等）対応

第1条（組織）・組織の担任にサイバーインシデント対応を付加

第2条（責務）・広報部長及びHP管理者の職責にサイバーインシデント対応を付加

第10条（サイバーインシデント対応）

- ・対応担当を明記：広報部長がサイバーインシデント責任者、広報部長補佐が補助者
- ・サイバーインシデントの疑いがある場合の連絡態勢・処置を明記
- ・各部等の事務局員に加え、各コミュニティサイトの管理者の対応を明記

第11条（実施要領）

- ・実施要領作成に関する事務局長への委任規定にサイバーインシデント対応を付加

○ 現状の変化への適合

第2条（責務）

- ・各担当の職責、記事原稿担当及び新たに各コミュニティサイトの管理者の職責を明記

第3条（HP記事作成計画）

- ・総務部が作成する各種行事への参加・随行予定等に基づき作成することを明記

第4条（HPの構成）・HPの構成を最新の状況に変更

第5条（制作等手続）

- ・HP記事作成計画の作成にあたってのリンク先の条件を明記及び掲載手続きを具体化

第6条（記録・保管）・記録・保管要領を具体化

第9条（メール管理）・アカウント管理等を具体化

○ 個人情報保護方針（H30.4）の制定

第7条（個人情報保護）・個人情報保護に関する参照規定の変更を明記

【参考：期生会・地域支部等関連】各コミュニティサイトとは、地域支部等・期生会・校友会OB等で、本改正で各コミュニティサイトの管理者の職責及びサイバーインシデント対応を新たに規定